

平成 19 年 10 月 3 日

— 保険販売規制の見直しについて —

社団法人 全国信用組合中央協会

1. 信用組合の保険窓販全面解禁に関するニーズ・要望について

信用組合では、協同組織金融機関として、地域のお客様の様々なニーズに接してありますが、その中でお客様のライフプランに応じた種々の相談を受ける機会があり、預金だけでなく保険商品や証券を含めたアドバイスを行っております。

特に、高齢化が急速に進む中、将来の医療費等に対するお客様の不安も強く、このようなニーズに対応するためにも、医療保険を含めた第三分野商品の提供が必要とされており、会員信用組合からの要望も強いものとなっています。

しかしながら、業界全体としては、本業とその他の業務の「選択と集中」という観点から、先進の組合と慎重な組合があることは事実ではありますが、先進的な組合は、すでに準備を進めておりますので、本年 12 月の保険商品の全面解禁を予定通り実施されることをお願い申し上げます。

2. 個人情報の観点からも問題があるという声について

個人情報保護については、各信用組合が、個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を策定・公表しており、具体的にはお客様に保険募集を行う前に、保険募集業

務以外の業務によって知り得た「非公開金融情報」を利用する場合には、保険募集の業務の如何にかかわらず、あらかじめお客様から原則として書面により同意を得て、「非公開金融情報」の保護措置を講じております。

3. 業界団体として弊害防止措置についての取り組みについて

当協会として、平成 17 年 12 月に窓販第三次解禁が実施された以降、種々の機会を捉え弊害防止措置について取り組んで参りましたが、さらに本年に入り会員信用組合に対しまして、次の対応により徹底を図ってまいりました。

- ①信用組合を対象としたコンプライアンス研修の実施(2007 年 4 月)
- ②保険販売業務に関するコンプライアンス(参考例)の提供(2007 年 5 月)
- ③信用組合役職員のための保険窓販コンプライアンスガイドブックの作成および共同調製(2007 年 6 月)

など、であります。

4. 金融機関による保険窓販は、圧力販売を引き起こすとの批判について

信用組合業界では、圧力販売の防止措置については、保険募集指針・勧誘方針などを定め、法令遵守態勢の整備を図り、対応しております。

具体的には、お客様に対し、保険商品の購入が、他の信用組合の取引に影響を与えない旨の書面を交付し、説明するなどの措置を講じており、そういった批判は無いと認識しております。また、保険窓販に関することで、お客様より、本会への苦情は一切ございません。

一方、9 月 18 日に開催された、金融審議会において公表された、「保険募集に関するモニタリング結果」においても、「弊害防止措置は有効に機能していたものと考え

られる。」とされております。

こうしたことから、現行の規制は有効に機能していると理解しており、さらなる弊害防止措置の強化は必要ないものと考えております。

〈以上〉